

内閣参質二一三第四八号

令和六年三月八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員高良鉄美君提出在日米軍施設・区域内のP C B廃棄物に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員高良鉄美君提出在日米軍施設・区域内のP C B廃棄物に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第四条1及び第二十四条2並びにポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号。以下「法」という。）第十条第一項を念頭に述べたものである。

二について

お尋ねの「いつを起点に調査した期間なのか」については、令和五年四月一日から令和六年二月十三日までの期間に調査したものである。また、お尋ねの「見解」については、防衛省が在日米軍施設及び区域で実施した事業により排出された、法第二条第二項に規定する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物と確認できたものは、同省として、同日時点において保管していない。